

学 校 長 様  
単位PTA会長様  
PTA共済担当者様

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団  
理事長 曾我 邦彦  
(公印省略)

熊本県PTA共済 新型コロナウイルス感染の拡大に対する特別措置について（通知）

青葉の美しい季節になりましたが、日頃より児童生徒等、PTA会員の皆様の学校管理下およびPTA活動中の事故防止や安全対策にご配慮いただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止への緊急事態宣言が出され、様々な対処が続く中、学校や単位PTAにおかれましては、学校教育やPTA活動の推進が困難な日々をお過ごしのことと拝察申し上げます。現在、PTA運営および学校事務に多くの支障や混乱が発生していることに鑑み、令和2年度の熊本県PTA共済加入等につきましては、下記のとおりといたします。ご加入予定の皆様への周知とともに、事務手続きをお進めくださいますようお願い申し上げます。

記

1) 共済加入手続きについて

- ① ご加入予定の単位PTAの共済加入手続きの期限を、令和2年8月31日（月）とします。期限までに共済掛金の納入があれば、手続き済みとして扱います。
- ② ①の場合、昨年度中に加入申し込み（予定）手続きをお済ませの単位PTAについては、8月31日までに手続きが完了すれば、共済期間は令和2年度の1年間とすることができますが、共済掛金は1年分を納入していただきます。
- ③ 昨年度中に加入申し込み（予定）のなかった単位PTAについては、規定通りの扱いとします。

2) 事故報告、共済金給付請求について

- ① 令和元年度末までに発生した事故については、事故報告および共済金請求手続きは規定通りとします。ただし、学校が休校となった期間の事故や事故報告につきましては、事故報告の遅れが発生しても受け付けます。
- ② 令和2年度に発生した事故については、加入手続きが終了していない場合は、事故報告のみ受け付け、加入手続きが完了した後に、共済金給付請求手続きができるものとします。

3) 熊本県PTA共済説明会について

- ① 例年、教育事務所ごとに開催していた共済説明会は、本年度はすべて中止とします。
- ② 今後、本財団のホームページ上で、説明資料などが閲覧できるように準備を進めます。

\*ご質問などは、熊本県PTA教育振興財団事務局まで。

TEL: 096-278-8811      フリーダイヤル: 0800-200-5533